令和５年度（2023年度）第１回 北海道発達支援推進協議会　議事概要

１　報告事項について

　　事務局より、こども家庭庁の設置に伴う国の組織再編の概要を説明するとともに、これに関連する道の組織機構の再編について、障がい児支援に係る道の所掌事務等の移譲を含めて、概要説明を実施した（資料１）。構成員からの御意見等は特段なく、事務局からの説明を終了した。

２　次期計画の策定について

　　事務局より、令和６年度の道の障がい関連計画について、計画統合に係る考え方や内容等について説明するとともに（資料２）、国の指針の見直しと道の計画との関連等について、概要説明を実施した（資料３）。構成員からの御意見等は特段なく、事務局からの説明を終了した。

３　道の施策（実績）について

　　事務局より、①発達障がい施策の概要（資料４）、②児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標等（資料５）、③難聴児の各種施策（資料６）、④障がい児入所施設における過齢児への対応状況について（資料７）、概要説明を行った。構成員からの主な意見は次のとおり。

≪構成員意見概要①≫

・児童福祉法が想定する児童発達支援センターの代替施設として、道が独自に実施する「市町村中核子ども発達支援センター」について、保育所等への訪問支援に手一杯で、発達に心配のあるお子さんや家族の支援にマンパワーを割けない現状があるので、市町村中核子ども発達支援センターが有すべき機能についても、今後議論してほしい。

・道として、市町村中核子ども発達支援センターに期待する役割や役割を整理し、インクルージョンの推進という観点からも、地域を支える人材の確保に向けた取組や研修の体制等を検討すべき。

・障がい児入所施設に入所する児童の地域生活への移行を円滑に支援するため、移行調整の責任主体が都道府県（指定都市）に明確化されたことを踏まえ、入所児童の成人サービスの体験利用のあり方や今後設定する「協議の場」において、何を協議していくのか、施設関係者や市町村関係者の意見も踏まえ、施設側が道とどのように協力すべきか、具体的なイメージをもてる取組を進めてほしい。

４　計画の基本的考え方について

　　事務局より、次期計画の素案を提示の上、計画全体の基本的な考え方について、概要説明を実施した（資料８）。構成員からの主な意見は次のとおり。

≪構成員意見概要②≫

・相談支援に関連して、相談件数が増加しているが、相談支援が実施できる人員や事業者が限られている一方で、市町村によってはセルフプランを認めていないといった現状も踏まえ、相談支援事業所の確保について、市町村だけではなく、道としても検討を進めるほか、18歳未満の子ども、あるいは、当該子どもが大人になる際の相談支援事業所への引継ぎといったことも踏まえて、相談支援の体制や場所の確保、その他相談員への研修のほか、障がい福祉施策に関心を持ってもらうための学生へのＰＲ活動等についても、検討を進めてほしい。

・その他、児童発達支援管理責任者やヘルパーなど、障がい福祉サービス全般について、人材不足となっており、結果として、外出機会が減少するなど、利用者やその家族等の支援が十分とは言えない現状があるので、道としても、検討を進めて欲しい。

５　その他

　　座長より、協議会全体を通じて構成員への意見照会を実施した。構成員からの御意見等は特段なく、協議会を終了した。

（了）